

コンペ方式手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

各 位

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

東京都文京区大塚 2 丁目 1 番 1 号
国立大学法人 お茶の水女子大学
学 長 佐々木 泰 子

記

1. 件名等

- (1) 件 名 お茶の水女子大学附属中学校
2 0 2 7 年度第 3 学年修学旅行手配業務 一式
- (2) 契約期間 令和 9 年 6 月 9 日（水）～ 6 月 1 1 日（金）
- (3) 本委託業務は、企画提案書（以下、提案書という。）を提出させ、これを審査して、内容が優れ、かつ、発注者にとって最も有利な提案をしたものを契約の相手方とする方式を適用とする。

2. 提案書の提出者に要求される資格

- (1) 国立大学法人お茶の水女子大学契約事務取扱規程第 6 条及び第 7 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ① 次の各号のいずれかに該当する者。
 - (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者。
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 落札した契約を締結しなかった者。
 - (オ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (カ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - (ク) 前各号のいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者。
- (2) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 仕様書の交付方法、場所及び問合せ先

- 方 法 仕様書の交付及び問合せは、原則メールで行う。仕様書の交付を希望する者、問合せ事項がある者は、以下のメールアドレスにメールを送付すること。
- 場 所 〒 1 1 2 － 8 6 1 0 東京都文京区大塚 2 丁目 1 番 1 号
お茶の水女子大学 大学本館 1 階 1 1 5 室
財務課 契約担当 小見 恵
- 連絡先 TEL：0 3 － 5 9 7 8 － 5 1 2 3
E-mail: youdo-1@cc.ocha.ac.jp

4. 公募説明会の開催

実施しない。

5. 提案書の提出方法、場所、連絡先及び期限

- 方 法 事前に以下の担当者へ連絡の上、期限までに持参すること。
- 場 所 〒 1 1 2 － 8 6 1 0 東京都文京区大塚 2 丁目 1 番 1 号
お茶の水女子大学 附属中学校事務室
(担当教員：有友 愛子)
- 連絡先 TEL：0 3 － 5 9 7 8 － 5 8 6 2
- 期 限 令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）1 6 時 0 0 分まで

6. 提案の方法

提案書等を基に、提案プランの説明をすること。
日時・場所については、事前連絡の際に上記の附属中学校担当者と打ち合わせの上、決定するものとする。

7. 最終審査結果通知

令和 7 年 1 1 月下旬までに、本学財務課より提案書提出者にメール等で通知する。

8. 契約書作成

契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内に契約書の取り交わしを行うものとする。

9. 契約保証金に関する事項

免除する。

1 0. その他

- (1) その他細目については、国立大学法人お茶の水女子大学契約事務取扱規程による。
- (2) その他不明な点がある場合は本学財務課に問い合わせること。